

山陽小野田市児童生徒就学援助費支給規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(支給日)</p> <p>第9条 就学援助の支給日は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校給食費 <u>教育委員会が別に定める日</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(支給の方法)</p> <p>第10条 就学援助費は、第7条の規定により認定を受けた者（以下「受給権者」という。）に支給するものとする。</p> <p>2 就学援助費は、前条各号に掲げる日に、認定された者の指定する一の預金又は貯金の口座に振り込む方法により支給する。<u>ただし、学校給食費については、現物給付とする。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規則は、公布の日から施行し、改正後の山陽小野田市児童生徒就学援助費支給規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(支給日)</p> <p>第9条 就学援助の支給日は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校給食費 <u>各学期の最終月の10日及び10月10日</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(支給の方法)</p> <p>第10条 就学援助費は、第7条の規定により認定を受けた者（以下「受給権者」という。）に支給するものとする。</p> <p>2 就学援助費は、前条各号に掲げる日に、認定された者の指定する一の預金又は貯金の口座に振り込む方法により支給する。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、受給権者が負担する学校給食に要する費用に未納金が生じた場合は、第3条第7号の学校給食費は、当該未納金に充てる方法により支給する。</u></p>